

計量単位令の一部を改正する政令案 参照条文

(参照法令一覧)

○計量法(平成四年法律第五十一号)(抄)……………1

○計量単位令(平成四年政令第三百五十七号)(抄)……………7

○計量法（平成四年法律第五十一号）（抄）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。

（定義等）

第二条 この法律において「計量」とは、次に掲げるもの（以下「物象の状態の量」という。）を計ることをいい、「計量単位」とは、計量の基準となるものをいう。

- 一 長さ、質量、時間、電流、温度、物質質量、光度、角度、立体角、面積、体積、角速度、角加速度、速さ、加速度、周波数、回転速度、波数、密度、力、力のモーメント、圧力、応力、粘度、動粘度、仕事、工率、質量流量、流量、熱量、熱伝導率、比熱容量、エントロピー、電気量、電界の強さ、電圧、起電力、静電容量、磁界の強さ、起磁力、磁束密度、磁束、インダクタンス、電気抵抗、電気のコンドクタンス、インピーダンス、電力、無効電力、皮相電力、電力量、無効電力量、皮相電力量、電磁波の減衰量、電磁波の電力密度、放射強度、光束、輝度、照度、音響パワー、音圧レベル、振動加速度レベル、濃度、中性子放出率、放射能、吸収線量、吸収線量率、カーマ、カーマ率、照射線量、照射線量率、線量当量又は線量当量率
- 二 織度、比重その他の政令で定めるもの
- 2 この法律において「取引」とは、有償であると無償であることを問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為をいい、「証明」とは、公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明することをいう。
- 3 車両若しくは船舶の運行又は火薬、ガスその他の危険物の取扱いに関して人命又は財産に対する危険を防止するためにする計量であつて政令で定めるものは、この法律の適用に関しては、証明とみなす。
- 4 この法律において「計量器」とは、計量をするための器具、機械又は装置をいい、「特定計量器」とは、取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして政令で定めるものをいう。
- 5 この法律において計量器の製造には、経済産業省令で定める改造を含むものとし、計量器の修理には、当該経済産業省令で定める改造以外の改造を含むものとする。
- 6 この法律において「標準物質」とは、政令で定める物象の状態の量の特定の値が付された物質であつて、当該物象の状態の量の計量をするた

めの計量器の誤差の測定に用いるものをいう。

7 この法律において「計量器の校正」とは、その計量器の表示する物象の状態の量と第三十四条第一項の規定に係る計量器又は同項の規定による指定に係る器具、機械若しくは装置を用いて製造される標準物質が現示する計量器の標準となる特定の物象の状態の量との差を測定することをいう。

8 この法律において「標準物質の値付け」とは、その標準物質に付された物象の状態の量の値を、その物象の状態の量と第三十四条第一項の規定による指定に係る器具、機械又は装置を用いて製造される標準物質が現示する計量器の標準となる特定の物象の状態の量との差を測定して、改めることをいう。

第二章 計量単位

(国際単位系に係る計量単位)

第三条 前条第一項第一号に掲げる物象の状態の量のうち別表第一の上欄に掲げるものの計量単位は、同表の下欄に掲げるとおりとし、その定義は、国際度量衡総会の決議その他の計量単位に関する国際的な決定及び慣行に従い、政令で定める。

(その他の計量単位)

第四条 前条に規定する物象の状態の量のほか、別表第二の上欄に掲げる物象の状態の量の計量単位は、同表の下欄に掲げるとおりとし、その定義は、政令で定める。

2 前条に規定する計量単位のほか、別表第一の上欄に掲げる物象の状態の量のうち別表第三の上欄に掲げるものの計量単位は、同表の下欄に掲げるとおりとし、その定義は、政令で定める。

第五条 前二条に規定する計量単位のほか、これらの計量単位に十の整数乗を乗じたものを表す計量単位及びその定義は、政令で定める。

2 前二条及び前項に規定する計量単位のほか、海面における長さの計量その他の政令で定める特殊の計量に用いる長さ、質量、角度、面積、体積、速さ、加速度、圧力又は熱量の計量単位及びその定義は、政令で定める。

(織度等の計量単位)

第六条 第二条第一項第二号に掲げる物象の状態の量の計量単位及びその定義は、経済産業省令で定める。

(記号)

第七条 第三条から前条までに規定する計量単位の記号であつて、計量単位の記号による表記において標準となるべきものは、経済産業省令で定める。

(非法定計量単位の使用の禁止)

第八条 第三条から第五条までに規定する計量単位（以下「法定計量単位」という。）以外の計量単位（以下「非法定計量単位」という。）は、
 第二条第一項第一号に掲げる物象の状態の量について、取引又は証明に用いてはならない。

2 第五条第二項の政令で定める計量単位は、同項の政令で定める特殊の計量に係る取引又は証明に用いる場合でなければ、取引又は証明に用いてはならない。

3 前二項の規定は、次の取引又は証明については、適用しない。

- 一 輸出すべき貨物の取引又は証明
- 二 貨物の輸入に係る取引又は証明
- 三 日本国内に住所又は居所を有しない者その他の政令で定める者相互間及びこれらの者その他の者との間における取引又は証明であつて政令で定めるもの

（非法定計量単位による目盛等を付した計量器）

第九条 第二条第一項第一号に掲げる物象の状態の量の計量に使用する計量器であつて非法定計量単位による目盛又は表記を付したものは、販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。第五条第二項の政令で定める計量単位による目盛又は表記を付した計量器であつて、専ら同項の政令で定める特殊の計量に使用するものとして経済産業省令で定めるもの以外のものについても、同様とする。

2 前項の規定は、輸出すべき計量器その他の政令で定める計量器については、適用しない。

別表第一（第三条関係）

物質の状態の量	計	量	単	位
長さ	メートル			
質量	キログラム	グラム	トン	
時間	秒	分	時	
電流	アンペア			
温度	ケルビン	セルシウス度	又は度	
物質質量	モル			
光度	カンデラ			
角度	ラジアン	度	秒	分

立体角	ステラジアン
面積	平方メートル
体積	立法メートル リットル
角速度	ラジアン毎秒
角加速度	ラジアン毎秒毎秒
速さ	メートル毎秒 メートル毎時
加速度	メートル毎秒毎秒
周波数	ヘルツ
回転速度	毎秒 毎分 毎時
波数	毎メートル
密度	キログラム毎立方メートル グラム毎立方メートル グラム毎リットル
力	ニュートン
力のモーメント	ニュートンメートル
圧力	パスカル又はニュートン毎立方メートル バール
応力	パスカル又はニュートン毎平方メートル
粘度	パスカル秒又はニュートン秒毎平方メートル
動粘度	平方メートル毎秒
仕事	ジュール又はワット秒 ワット時
工率	ワット
質量流量	キログラム毎秒 キログラム毎分 キログラム毎時 グラム毎秒 グラム毎分 グラム毎時 トン毎秒 トン毎分 トン毎時
流量	時 立方メートル毎秒 立方メートル毎分 立方メートル毎時 リットル毎秒 リットル毎分 リットル毎時
熱量	ジュール又はワット秒 ワット時
熱伝導率	ワット毎メートル毎ケルビン又はワット毎メートル毎度

比熱容量	ジュール毎キログラム毎ケルビン又はジュール毎キログラム毎度
エントロピー	ジュール毎ケルビン
電気量	クーロン
電界の強さ	ボルト毎メートル
電圧	ボルト
起電力	ボルト
静電容量	ファラド
磁界の強さ	アンペア毎メートル
起磁力	アンペア
磁束密度	テスラ又はウェーバ毎平方メートル
磁束	ウェーバ
インダクタンス	ヘンリー
電気抵抗	オーム
電気コンダクタンス	ジーメンズ
インピーダンス	オーム
電力	ワット
電力量	ジュール又はワット秒 ワット時
電磁波の電力密度	ワット毎平方メートル
放射強度	ワット毎ステラジアン
光束	ルーメン
輝度	カンデラ毎平方メートル
照度	ルクス

回転速度	回毎分 回毎時
圧力	気圧
粘度	ポアズ
動粘度	ストークス
濃度	質量百分率 質量千分率 質量百万分率 質量十億分率 質量一兆分率 質量千兆分率 体積百分率 体積千分率 体積百万分率 体積十億分率 体積一兆分率 体積千兆分率 ピーエッチ

○計量単位令（平成四年政令第三百五十七号）（抄）

（織度、比重その他の物象の状態の量）

第一条 計量法（以下「法」という。）第二条第一項第二号の政令で定める物象の状態の量は、織度、比重、引張強さ、圧縮強さ、硬さ、衝撃値、粒度、耐火度、力率、屈折度、湿度、粒子フルエンス、粒子フルエンス率、エネルギーフルエンス、エネルギーフルエンス率、放射能面密度及び放射能濃度とする。

（計量単位の定義）

第二条 法第三条に規定する計量単位の定義は、別表第一のとおりとする。

2 メートル、アンペア及びケルビンは、経済産業大臣が現示する。

第三条 法第四条第一項に規定する計量単位の定義は、別表第二のとおりとする。

2 法第四条第二項に規定する計量単位の定義は、別表第三のとおりとする。

（十の整数乗を乗じたものを表す計量単位）

第四条 法第五条第一項の政令で定める計量単位は次の各号に掲げるものとし、その定義は当該各号に定めるものとする。

一 法第三条及び第四条に規定する計量単位（キログラム、分、時、度（角度の計量単位の度に限る。）、秒（角度の計量単位の秒に限る。）、平方メートル、立方メートル、毎秒、毎分、毎時、毎メートル、キログラム毎立方メートル、平方メートル毎秒、キログラム毎秒、キログラム毎分、立方メートル毎時、立方メートル毎秒、立方メートル毎分、立方メートル毎時、デシベル、回毎分、回毎時、気圧、質量百分率、質量千分率、質量百万分率、質量十億分率、質量一兆分率、質量千兆分率、体積百分率、体積千分率、体積百万分率、体積十億分率、体積一兆分率、体積千兆分率及びピーエッチを除く。）に別表第四の上欄に掲げる接頭語（以下単に「接頭語」という。）を付したものの

接頭語を付した計量単位に接頭語に応じて別表第四の下欄に掲げる接頭語が表す乗数（以下単に「接頭語が表す乗数」という。）を乗じたもの

二 別表第五の第二欄に掲げる計量単位中の同表の第三欄に掲げる語に接頭語を付したもの 別表第五の第二欄に掲げる計量単位に同表の第四欄に掲げる乗数を乗じたもの

三 前号に掲げる計量単位（別表第五第一号から第四号までの第二欄に掲げる計量単位中の語に接頭語を付したものを除く。以下同じ。）に接頭語を付したもの 接頭語を付した前号に掲げる計量単位に接頭語が表す乗数を乗じたもの
（特殊の計量に用いる計量単位）

第五条 法第五条第二項の政令で定める特殊の計量並びにこれに用いる計量単位及びその定義は、別表第六のとおりとする。
（非法定計量単位の使用の禁止の特例）

第六条 法第八条第三項第三号の政令で定める者は、次のとおりとする。

一 日本国内に住所又は居所（法人にあつては営業所）を有しない者
二 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令（昭和二十七年政令第二百二十七号）第三条に規定する者及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令（昭和二十九年政令第二百二十九号）第三条に規定する国際連合の軍隊等

2 法第八条第三項第三号の政令で定める取引又は証明は、次のとおりとする。

一 前項各号に掲げる者相互間における取引又は証明
二 前項第一号に掲げる者と同項各号に掲げる者以外の者との間における日本船舶以外の船舶の修理に関する取引又は証明
三 前項第一号に掲げる者と同項各号に掲げる者以外の者との間における船舶による運送（日本各港の間においてする運送を除く。）に関する取引又は証明

四 前項第二号に掲げる者（合衆国軍隊及び国際連合の軍隊に限る。）と同項各号に掲げる者以外の者との間における取引又は証明
（非法定計量単位による目盛等を付した計量器）

第七条 法第九条第二項の政令で定める計量器は、次のとおりとする。

一 輸出すべき計量器
二 輸出すべき貨物の設計若しくは検査又は輸入する貨物の検査に用いる計量器であつて、経済産業省令で定めるもの

三 前二号に掲げるものの検査に用いる計量器であつて、経済産業省令で定めるもの
(ヤードポンド法による計量単位)

第八条 法附則第五条第一項の政令で定めるヤードポンド法による計量単位及びその定義は、別表第七のとおりとする。
(航空に関する取引又は証明)

第九条 法附則第五条第二項第一号の政令で定める取引又は証明は、次のとおりとする。

- 一 航空機の運航に関する取引又は証明
- 二 航空機による運送に関する取引又は証明
- 三 航空機及び航空機用機器並びにこれらの部品に関する取引又は証明
(輸入された商品)

第十条 法附則第五条第二項第二号の政令で定める商品は、次に掲げるものとして経済産業省令で定める商品であつて、第八条に規定するヤードポンド法による計量単位(以下「ヤードポンド単位」という。)によつて表記された物象の状態の量がヤードポンド単位以外の法定計量単位により併記されているものとする。

- 一 国際的にヤードポンド単位による表記が用いられている商品
- 二 主として日常生活の用に供される商品であつて、これに付されたヤードポンド単位による表記を除去することが通常著しく困難であるもの
(仏馬力)

第十一条 法附則第六条第一項の政令で定める取引又は証明は、次のとおりとする。

- 一 内燃機関に関する取引又は証明
- 二 外燃機関に関する取引又は証明
- 2 法附則第六条第二項の政令で定める仏馬力の定義は、ワットの七百三十五・五倍とする。
(ヤードポンド法等の計量単位による目盛等を付した計量器)

第十二条 法附則第九条第二項の政令で定める計量器は、次のとおりとする。

- 一 ヤードポンド単位による目盛又は表記を付した次に掲げる計量器であつて、経済産業省令で定めるもの
イ 次に掲げる計量に用いる計量器
- (1) 航空機の運航に係る計量
- (2) 航空機による運送に係る計量

- (3) 航空機及び航空機用機器並びにこれらの部品に係る計量
- (4) 航空機の運航に関する気象、地象又は水象に係る計量

ロ 自衛隊が武器の一部として使用する計量器

ハ イ又はロに掲げるものの検査に用いる計量器

二 内燃機関又は外燃機関の工率の計量に用いる計量器であつて、仏馬力による目盛又は表記を付したものの

附 則

1 この政令は、法の施行の日（平成五年十一月一日）から施行する。ただし、第五条（別表第六第十二号及び第十三号に係る部分に限る。）の規定は、平成十一年十月一日から施行する。

2 計量単位令（昭和二十八年政令第三百三十二号）及び計量法施行法第三条、第六条及び第九条第三項の計量等を定める政令（昭和三十二年政令第三百二十九号）は、廃止する。

3 平成九年九月三十日までは、別表第六第十一号中「生体内の圧力の計量」とあるのは、「生体内の圧力の計量及び真空工学における圧力の計量」とするものとする。

附 則 （平成九年一月二五号政令第三八三号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律の施行の日（平成十年四月一日）から施行する。

附 則 （平成一二年六月七日政令第三一一号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 （平成一三年九月五日政令第二八〇号）

この政令は、計量法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年四月一日）から施行する。

附 則 （平成二五年九月二六号政令第二八七号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、平成二十五年十月一日から施行する。

別表第一（第二条関係）

		九	立体角	分	秒	度	円周を三百六十等分した弧の中心に対する角度
		十	面積	平方メートル			球の半径の平方に等しい面積の球面上の部分の中心に対する立体角
		十一	体積	立方メートル			辺の長さが一メートルの立方体の体積
		十二	角速度	リットル			立方メートルの千分の一
		十三	角加速度	ラジアン毎秒			一秒間に一ラジアンの角速度
		十四	速さ	メートル毎秒			一秒間に一メートルの速さ
		十五	加速度	メートル毎秒			一秒間に一メートル毎秒の加速度
		十六	周波数	ヘルツ			一秒間に一回の周波数
		十七	回転速度	毎分			一分間に一回の回転速度
		十八	波数	毎時			一時間に一回の回転速度
		十九	密度	毎メートル			一メートルにつき一回の波数
				キログラム毎立方メートル			一立方メートルにつき一キログラムの密度
				グラム毎立方メートル			一立方メートルにつき一グラムの密度
				グラム毎リットル			一リットルにつき一グラムの密度

二十	力	ニュートン トル	一キログラムの物体に働くとき、その方向に一メートル毎秒毎秒の加速度を与える力
二十一	力のモーメント	ニュートンメートル	ある定点から一メートル隔たった点にその定点に向かって直角方向に一ニュートンの力を加えたとき のその定点のまわりの力のモーメント
二十二	圧力	パスカル又は ニュートン毎 平方メートル	一平方メートルにつき一ニュートンの圧力
二十三	応力	パスカル又は ニュートン毎 平方メートル	パスカル又はニュートン毎平方メートルの十万倍 一平方メートルにつき一ニュートンの応力
二十四	粘度	パスカル秒又は ニュートン 秒毎平方メー トル	流体内に一メートルにつき一メートル毎秒の速度こう配があるとき、その速度こう配の方向に垂直な 面において速度の方向に一パスカルの応力が生ずる粘度
二十五	動粘度	平方メートル 毎秒	密度が一キログラム毎立方メートルで粘度が一パスカル秒の流体の動粘度
二十六	仕事	ジュール又は ワット秒	一ニュートンの力がその力の方向に物体を一メートル動かすときの仕事
二十七	工率	ワット ワット時	ジュール又はワット秒の三千六百倍 一秒間に一ジュールの工率
二十八	質量流量	キログラム毎 秒	一秒間に一キログラムの質量流量 一分間に一キログラムの質量流量

三十一	三十	二十九																	
熱伝導率	熱量	流量																	
ワット毎メートル毎ケルビン又はワット	ワット時 ワット秒	ジュール又はワット秒	リットル毎時	リットル毎分	リットル毎秒	毎時	立方メートル	立方メートル毎分	立方メートル毎秒	トン毎時	トン毎分	トン毎秒	グラム毎時	グラム毎分	グラム毎秒	時	分	キログラム毎	
一メートルにつき一ケルビンの温度こう配があるとき、その温度こう配の方向に垂直な一平方メートルの断面を通過して、一秒間に一ジュールの熱量が伝導されるとき熱伝導率	ジュール又はワット秒の三千六百倍	一ジュールの仕事に相当する熱量	一時間に一リットルの流量	一分間に一リットルの流量	一秒間に一リットルの流量	一時間に一立方メートルの流量	一分間に一立方メートルの流量	一秒間に一立方メートルの流量	一時間に一トンの質量流量	一分間に一トンの質量流量	一秒間に一トンの質量流量	一時間に一グラムの質量流量	一分間に一グラムの質量流量	一秒間に一グラムの質量流量	一時間に一キログラムの質量流量				

三十二	比熱容量	ジュール毎キ ログラム毎ケ ルビン又はジ ュール毎キロ グラム毎度	度	一キログラムの物質の温度を一ケルビン上げるのに要する熱量が一ジュールであるときの比熱容量
三十三	エントロピー	ジュール毎ケ ルビン		温度が一ケルビンの系に一ジュールの熱量を可逆的に与えたときに増加するエントロピー
三十四	電気量	クーロン		一秒間に一アンペアの直流の電流によつて運ばれる電気量
三十五	電界の強さ	ボルト毎メー トル		真空中において一クーロンの電気量を有する無限に小さい静止している帯電体に働く力が一ニュートンである電界の強さ
三十六	電圧	ボルト		一アンペアの直流の電流が流れる導体の二点間において消費される電力が一ワットであるときのその二点間の直流の電圧又は一アンペアの交流の電流が流れる導体の二点間において消費される電力の一周期平均が一ワットであるときのその二点間の交流の電圧
三十七	起電力	ボルト		一ボルトの電圧に相当する起電力
三十八	静電容量	ファラド		一クーロンの電気量を充電したときに一ボルトの直流の電圧を生ずる二導体間の静電容量
三十九	磁界の強さ	アンペア毎メ ートル		磁界の方向に沿って一メートル隔てた二点間の起磁力が一アンペアである磁界の強さ
四十	起磁力	アンペア		一回巻きの閉回路に一アンペアの直流の電流が流れるときに生ずる起磁力
四十一	磁束密度	テスラ又はウ ェーバ毎平方 メートル		磁束の方向に垂直な面の一平方メートルにつき一ウェーバの磁束密度
四十二	磁束	ウェーバ		一秒間で消滅する割合で減少するときにこれと鎖交する一回巻きの閉回路に一ボルトの起電力を生じ

五十五	濃度	モル毎立方メ	物質一立方メートル中にある成分一モルを含有する濃度
五十四	音響パワー	ワット	ある面を一秒間に通過する音によって生じる力学的エネルギーが一ジュールの仕事に相当するときの音響パワー
五十三	照度	ルクス	一平方メートルの面が一ルーメンの光束で照らされるとききの照度
五十二	輝度	カンデラ毎平方メートル	一平方メートルの平面光源の光度がその平面と垂直な方向において一カンデラであるとききのその方向における輝度
五十一	光束	ルーメン	一カンデラの光源から一ステラジアン内に放射される光束
五十	放射強度	ワット毎ステラジアン	一ステラジアンにつき一秒間に放射されるエネルギーが一ジュールの仕事に相当するとききの放射強度
四十九	電磁波の電力密度	ワット毎平方メートル	電磁波の進む方向に垂直な面の一平方メートルにつき一ワットの電磁波の電力密度
四十八	電力量	ジュール又はワット秒	ジュール又はワット秒の三千六百倍
四十七	電力	ワット	一ワットの工率に相当する電力
四十六	インピーダンス	オーム	一アンペアの交流の電流が流れる導体の二点間の交流の電圧が一ボルトであるとききのその二点間のインピーダンス
四十五	電気のコンダクタンス	ジーメンズ	一アンペアの直流の電流が流れる導体の二点間の直流の電圧が一ボルトであるとききのその二点間の電気抵抗
四十四	電気抵抗	オーム	一アンペアの直流の電流が流れる導体の二点間の直流の電圧が一ボルトであるとききのその二点間の電気抵抗
四十三	インダクタンス	ヘンリー	一秒間に一アンペアの割合で変化する直流の電流が流れるときに一ボルトの起電力を生ずる閉回路のインダクタンス
			させる磁束

六十一	カーマ率	グレイ毎秒	一秒間に一グレイのカーマ率
六十二	照射線量	グレイ毎分	一分間に一グレイのカーマ率
		グレイ毎時	一時間に一グレイのカーマ率
		クーロン毎キログラム	エックス線又はガンマ線の一キログラムの空気への照射により放出される電子又は陽電子によつて空气中に生じるイオン群が有する電氣量がそれぞれ正及び負の一クーロンとなる照射線量
六十三	照射線量率	レントゲン	クーロン毎キログラムの一万分の二・五八倍
		クーロン毎キログラム毎秒	一秒間に一クーロン毎キログラムの照射線量率
		クーロン毎キログラム毎分	一分間に一クーロン毎キログラムの照射線量率
		クーロン毎キログラム毎時	一時間に一クーロン毎キログラムの照射線量率
		レントゲン毎秒	一秒間に一レントゲンの照射線量率
		レントゲン毎分	一分間に一レントゲンの照射線量率
		レントゲン毎時	一時間に一レントゲンの照射線量率
六十四	線量当量	シーベルト	グレイで表した吸収線量の値に経済産業省令で定める係数を乗じた値が一である線量当量
		レム	シーベルトの百分の一
六十五	線量当量率	シーベルト毎秒	一秒間に一シーベルトの線量当量率
		シーベルト毎分	一分間に一シーベルトの線量当量率

分	時	レム毎秒	レム毎分	レム毎時
シールド毎				
一時間に一シールドの線量当量率		一秒間に一レムの線量当量率	一分間に一レムの線量当量率	一時間に一レムの線量当量率